○国土交通省告示第八百二十二号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十五年八月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
27558	平成13. 1.15	121452	すいりゅう
A121911008	24.10. 1	128467	浜名丸

○環境省告示第七十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年八月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

一　大雪山国立公園

公園事業の名称及び種類	区域	路線
三段山線道路（歩道）	北海道網走郡大空町（銀嶺水）	起点―北海道空知郡上富良野町（吹上温泉・歩道分岐点） 終点―北海道空知郡上富良野町（十勝岳温泉・歩道合流点）
銀嶺水避難小屋		

二　阿寒国立公園

公園事業の名称及び種類	区域	路線
白滝鳥原山線道路（歩道）	北海道網走郡大空町（白滝）	起点―山形県西村山郡朝日町（白滝） 終点―山形県西村山郡朝日町（鳥原山東・歩道合流点）

三　磐梯朝日国立公園

公園事業の名称及び種類	区域	路線
古寺鉱泉小朝日岳線道路（歩道）	山形県西村山郡大江町（古寺鉱泉）	起点―山形県西村山郡大江町（小朝日岳・歩道合流点） 終点―山形県西村山郡西川町、朝日町及び大江町（小朝日岳・歩道合流点）

四　瀬戸内海国立公園

公園事業の名称及び種類	区域及び路線
姫島南岸線道路（車道）	起点―大分県東国東郡姫島村（松原・国立公園境界） 終点―大分県東国東郡姫島村（両瀬・車道分岐点）
矢筈岳登山線道路（歩道）	起点―大分県東国東郡姫島村（松原・国立公園境界） 終点―大分県東国東郡姫島村（大海）
観音崎園地	大分県東国東郡姫島村（観音崎）
明石前園地	大分県東国東郡姫島村（明石前）
両瀬園地	大分県東国東郡姫島村（両瀬）
柱ヶ岳鼻園地	大分県東国東郡姫島村（柱ヶ岳鼻）

五　霧島錦江湾国立公園

公園事業の名称及び種類	路線
夷守台大幡池線道路（歩道）	起点―宮崎県小林市（夷守台） 終点―宮崎県小林市（大幡池・歩道合流点）
えびの岳周回線道路（歩道）	起点―宮崎県えびの市（えびの集団施設地区） 終点―宮崎県えびの市（えびの集団施設地区）
栗野岳温泉えびの高原線道路（歩道）	起点―鹿児島県姶良郡湧水町（栗野岳温泉） 終点―鹿児島県姶良郡湧水町（レクリエーション村）

六　西表石垣国立公園

公園事業の名称及び種類	区域
鳩間園地	沖縄県八重山郡竹富町（鳩間）
ニシ浜園地	沖縄県八重山郡竹富町（ニシ浜）
高那崎園地	沖縄県八重山郡竹富町（高那崎）

○環境省告示第七十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年八月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

一　利尻礼文サロベツ国立公園

稚咲内海浜自然再生施設事業（平成十七年七月環境省告示第七十九号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	区域
稚咲内海浜自然再生施設	北海道天塩郡豊富町（稚咲内）

二　知床国立公園

羅臼温泉宿舎事業（昭和六十一年一月環境庁告示第六号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	区域
羅臼温泉宿舎	北海道目梨郡羅臼町（羅臼温泉集団施設地区）

三　瀬戸内海国立公園

姫島線道路（車道）事業（平成八年七月環境庁告示第四十八号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	路線
姫島線道路（車道）	起点―大分県東国東郡姫島村（松原・国立公園境界） 終点―大分県東国東郡姫島村（柱ヶ岳鼻）
文珠山両子山線道路（歩道）事業（昭和六十一年一月環境庁告示第六号により公示）の変更	
変更後の公園事業の名称及び種類	路線
文殊山線道路（歩道）	起点―大分県国東市（文殊仙寺・国立公園境界） 終点―大分県国東市（文殊山山頂）
両子山線道路（歩道）	起点―大分県国東市（両子・国立公園境界） 終点―大分県国東市（両子山山頂）

○環境省告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十九日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市鬼高四丁目二七九番一地先から同市鬼高四丁目四〇九番五地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十九日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市鬼高四丁目二七九番一地先から同市鬼高四丁目四〇九番五地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十九日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市鬼高四丁目二八四番一から同市鬼高三丁目一一三番三地先	前	六二・五二～三三・三四メートル	一・一六二キロメートル
	後	六二・五二～三三・九〇メートル	一・一六二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所